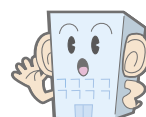


パブリックコメント（市民意見公募手続）

所公表場所＝各問合せ先、市政情報コーナー（市役所木田第1庁舎1階）、各総合事務所、南・北出張所、市民プラザ、高田図書館、高田図書館浦川原分館、オーレンプラザ、教育プラザ、直江津学びの交流館、ユートピアくびき希望館、市ホームページ



●意見募集

案件名	募集期間	問合せ
上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画（案）	12月27日⑩～令和5年1月25日⑩	市民安全課（☎025-520-5661、 ✉shimin-anzen@city.joetsu.lg.jp）
上越市原子力災害に備えた屋内退避・避難計画（案）		市民安全課原子力防災対策室 （☎025-520-5663、 ✉shimin-anzen@city.joetsu.lg.jp）
上越市第3次総合教育プラン（案）		教育総務課（☎025-545-9262、 ✉kyouikusoumu@city.joetsu.lg.jp）
上越市第4次環境基本計画（案） （上越市第2次地球温暖化対策実行計画（案）を含む）	1月6日⑤～2月4日⑤	環境保全課（☎025-520-5689、 ✉kankyo@city.joetsu.lg.jp）
上越市第3次地域福祉計画（案）	1月11日⑩～2月9日⑩	福祉課（☎025-520-5693、 ✉fukusi@city.joetsu.lg.jp）

油断大敵！給油中はその場を離れないで

本格的な冬の到来に伴い、灯油給油中の不注意による油の流出事故が増加しています。

油が流出すると、少量でも広範囲に広がり、火災発生の危険性が高まるとともに、農業・工業用水などにも大きな影響を及ぼします。また、油を流出させた人には、油の回収費用や賠償金が請求されることもあります。

油を流出させないように注意するとともに、流出させてしまったときや流出を発見したときは、消防署（119番）、環境保全課、各総合事務所へ連絡してください。素早い対応が被害拡大を防ぎます。

●油流出事故防止のポイント

- ・給油中は、その場を絶対離れない。目を離さない。
- ・給油後は、バルブをしっかり閉める。
- ・ホームタンクは転倒しないように固定する。

●～油を流出させてしまったら～ 応急処置の方法・注意

- ・すぐに元栓を閉める。
- ・新聞紙や布などで拭き取る。
- ・被害の拡大につながるため、油を水で洗い流さない。



▶ 問合せ…環境保全課（☎025-526-5111）

過疎地域の事業用資産の課税免除

過疎地域内で令和4年に取得などをした事業用資産（土地・家屋・償却資産のうち機械装置）については、3年度間、固定資産税の課税免除を受けることができます。

国税の優遇措置の適用を受けるには、税務申告前に、事業用資産の取得などについて市の確認を受ける必要がありますのでご注意ください。

詳しくは



●主な適用要件

要件	内容
指定地域	安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区、名立区
対象業種	製造業、情報サービス業など、農林水産物など販売業、旅館業
設備投資の取得などの価額	資本金の規模に応じ、500万円以上
取得などの種類	土地＝1年以内に工場などの建設に着手したものに限り 家屋＝建物の新設や増設、改築、修繕など 償却資産＝生産設備などの新設や増設 ※ただし、資本金が5,000万円超である法人は、新設または増設のみ

※このほか、過疎地域以外の地域でも設備投資などを支援するさまざまな優遇制度がありますのでお問い合わせください。

▶ 問合せ…産業立地課（☎025-520-5736）